

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第176号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年11月28日（土） 01時55分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市若松区 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位240° 3, 430m付近（概位 北緯33° 55.5′ 東経130° 49.1′）	
事故等調査の経過	平成21年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報	
	モーターボート ^{こんびら} 金比羅丸、5トン未満（長さ10.90m） 290-53138福岡、個人所有	
	船長、一級小型船舶操縦士 友人、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	船長 顔面挫創、友人 頸椎損傷等	
損傷	船首船底部破口	
事故等の経過	本船は、船長と友人1人が乗り組み、関門港若松航路から響灘水路に向けて約14～15ノットの対地速力で手動操舵により西進中、平成21年11月28日01時55分ごろ、若松洞海湾口防波堤灯台から240° 3, 430m付近海岸に乗り揚げた。 本船は、僚船によって修理工場までえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視程 約10～20km 海象：潮汐 上げ潮の初期、波 なし	
その他の事項	船長は、レーダー、GPSプロッターを見ていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、関門港若松航路から響灘水路に向けて西進中、船位の確認を行わず、若松洞海湾口防波堤灯台西南西沖の海岸に向けて航行したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が関門港若松航路から響灘水路に向けて西進中、船位の確認を行わなかったため、若松洞海湾口防波堤灯台西南西沖の海岸に向けて航行し、同海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	